

	那珂	瓜連
地域指定年度	昭和 4 5 年度	昭和 4 6 年度
計画策定年度	昭和 4 8 年度	昭和 4 7 年度
計画見直し年度	昭和 6 1 年度	昭和 5 8 年度
	平成 1 0 年度	平成 9 年度
	平成 1 6 年度	平成 1 6 年度
	令和 7 年度	

那珂農業振興地域整備計画書

令和 8 年 3 月

茨 城 県 那 珂 市

目 次

	ページ
第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	7
2 農用地利用計画	7
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	10
第 3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の 効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の 効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第 5 農業近代化施設の整備計画	16
1 農業近代化施設の整備の方向	16
2 農業近代化施設整備計画	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第 8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	21
第 9	付 図	22
1	土地利用計画図（付図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	【該当なし：省略】
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）	【該当なし：省略】
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）	【該当なし：省略】
別記	農用地利用計画	23
	大字名索引	24
(1)	農用地区域	25
ア	現況農用地等に係る農用地区域	25
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	91
(2)	用途区分	91

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

那珂市（以下「本市」という。）は、茨城県の中央よりやや北に位置し、首都圏から 100km 圏内に位置する。県都水戸市の北部に接し、東はひたちなか市・東海村、北は久慈川を境として常陸太田市、西北は常陸大宮市、西是那珂川を境に城里町に隣接している。地形は、那珂川・久慈川の両河川に南北をはさまれた形で那珂台地を形成しており、北西部の標高 60m 前後の起伏に富む山林以外は、ほぼ平坦な地形となっている。気候的には、冬季には晴れる日が多く降雪は少なく、年平均気温は 14.7℃、平均湿度 74% であり冷害、干害とも少なく恵まれた自然条件となっている。行政区域は、9,782ha であり、市街化区域 976ha、笠松工業団地等 35ha を除いた 8,771ha が、農業振興地域として指定されている。

本市農業は、県営土地改良事業により整備されたかんがい施設を利用し稲作中心に穀類やいも類、野菜の栽培が盛んであり、現在は那珂川沿岸地区において国営土地改良事業によりかんがい施設の整備が進められている。久慈川沿岸では県営事業により農業生産基盤の整備が進められている。また北西部の森林地帯では酪農が行われており、多様な農業が営まれている。

しかしながら産業・工業都市に隣接する地理的条件や人口減少、少子高齢化による農業従事者の減少や高齢化が進み、農業担い手の不足が深刻化しており、遊休農地の増加が懸念される状況となっている。

また、商工業については那珂西部工業団地への企業の立地が進み、国道 349 号バイパスの沿道型大規模店の立地により雇用機会が拡大している。

さらに、茨城県植物園がリニューアルしたほか、国道 118 号の 4 車線化、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備が見込まれている。これらを地域活性化の契機として、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方を検討する必要がある。

このようなことから新たな土地利用の需要に対応しつつ、本市の農業を維持・発展していくために、優良農地を確保しつつ農業生産基盤の整備・集積を図り、農地の流動化を促進し、将来に向けた担い手の育成確保、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努め、農業の振興を図るものとする。

なお、優良農地の確保を原則としつつ、市全体の土地利用を考慮する際には、那珂市総合計画、那珂市都市計画マスタープランなど各種計画との整合を図っていくものとする。

【農業振興地域の区分別面積】

(単位:ha、%)

区 分 年 次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和7年)	4,777	54.5	0	0	1,648 (183)	18.8 (2.1)	2,346	26.7	8,771	100.0
目 標 (令和 17 年)	4,717	53.8	0	0	1,648 (183)	18.8 (2.1)	2,406	27.4	8,771	100.0
増 減	△60	0	0	0	0	0	60	0	0	0

(注) ()内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本区域内にある現況農用地（農業振興地域内農用地）4,767haのうち、次の①～③に該当する約2,384haについて、農用地区域を設定する方針である。

- ① 集団的に存在する農用地
 - ・10ha以上の集団的な農用地
- ② 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
 - ・ほ場の区画整理、農用地の造成
 - ・農業用排水施設の新設または変更
- ③ ①及び②以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、③の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
 - a 集落区域内に介在する農用地
 - b 自然・地形的な条件等から見て、農業の生産性の向上を図ることが相当でないと認められる農用地
 - ・五台地区における国道349号バイパスの両側30m以内における農用地
 - c 河川法で定める河川区域内に存する農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本市内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

戸多地区にある山林原野を混牧林地に用途区分し、農用地区域に設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有権者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林	那珂市大字下江戸 ・大内・田崎	県・個人	182.8ha	混牧林地	
計			182.8ha		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

(ア) 本市内の農用地区域内に位置する水田の約 69.5%は、ほ場整備を実施している。しかしながら、新たな担い手対策や生産構造を形成するためには、さらなる生産基盤の整備が必要であり、今後も経営規模の拡大、生産効率の向上を目指す上では場の大区画化などの水田の再整備とともに、収益性の高い作物の導入による水田農業の確立を図るため、汎用化水田等を整備していくこととする。

(イ) 本市内における畑地は水田に比べ、基盤整備が進んでいない状況にあり、農業従事者の高齢化や担い手の不足等に伴い、土地生産性の低下を招き、農地の遊休化が懸念されている。

このようなことから、今後は、那珂川沿岸水利事業の実施等に併せ、畑地の基盤整備を積極的に進め、ほ場の大区画化を促進するとともに、農道、かんがい施設の整備等により、農業生産基盤の整備に努め、土地利用型農業を志向する農家を中心に農地の流動化を進めることにより、土地利用の向上を図り農業構造の再編成を図ることとする。

【農用地区域内の区分別面積】

(単位：ha)

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
神崎 (A)	130.1	130.1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130.1	130.1	0	—
額田 (B)	137.8	137.8	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137.8	137.8	0	—
菅谷 (C)	182.6	182.6	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	182.6	182.6	0	—
五台 (D)	307.2	307.2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	307.2	307.2	0	—
戸多 (E)	294.5	294.5	0	28.7	28.7	0	182.8	182.8	0	—	—	—	506.0	506.0	0	—
芳野 (F)	389.0	389.0	0	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0	389.1	389.1	0	—
木崎 (G)	350.8	350.8	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	350.8	350.8	0	—
瓜連 (H)	380.1	380.1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	380.1	380.1	0	—
計	2,172.1	2,172.1	0	28.7	28.7	0	182.8	182.8	0	0.1	0.1	0	2,383.7	2,383.7	0	—

イ 用途区分の構想

(ア) 神崎地区

- a 本米崎四堰集落の周辺に位置する農用地約 13ha は、基盤整備を実施しており、大型機械の導入が可能なため、集団性を保った土地利用を進め、引き続き農地として利用する。

(A 1)

- b 本米崎有ヶ池、柳沢宮下水系に属する平坦部の水田約 69ha は、基盤整備を実施しており、団地性に富み大型機械化が可能なため、今後田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。また、本米崎有ヶ池、柳沢宮下水系に接する畑約 7ha は、周辺農地との一体的な土地利用が可能な土地条件となっていることから、畑としての集団化を図りつつ、大型機械化により合理的な土地利用を進め、引き続き農地として利用する。

(A 2・A 3・A 4)

- c 白鳥水系、大谷津水系、堤・杉水系の水田約 41ha は、基盤整備を実施しており、機械化に対応するための土地条件を備えており、また、大谷津水系、堤・杉水系の水田は那珂川沿岸水利事業の実施等に併せ、かんがい施設の整備等により、農業生産基盤の整備を進めることから、今後も農地としての利用を進める。(A 5・A 6・A 7)

(イ) 額田地区

- a 久慈川流域から国道 349 号を横断し、J R 太田線の東側まで東西につながる額田有ヶ池、額田南郷、前谷に属する水田等農用地約 117ha は、すでに基盤整備を実施しているが、生産効率向上のためのほ場の大区画化を目指しながら、引き続き農地としての利用を進める。(B 1・B 2)

- b 久慈川の流域に属し常陸太田市との境界に位置する額田北郷の水田約 16ha は、すでに基盤整備を実施しているが、生産効率向上のためのほ場の大区画化を目指しながら、引き続き農地としての利用を進める。

(B 3・B 4)

(ウ) 菅谷地区

- a J R 太田線西側沿いに位置する水田約 5ha は、木崎・芳野地区の農用地と連坦しており集団性に富んでいることから、今後も農地としての利用を進める。(C 1)

- b 常磐自動車道により南北に分断された形の鷲内水系の水田約 6ha は、すでに基盤整備を実施しており、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。(C 2)

- c 国道 349 号バイパスの東側に位置する両宮・高内・楸柄水系に属する農用地約 34ha は、汎用田としてすでに基盤整備を実施し、団地性にも優れており、今後、那珂川沿岸水利事業の実施等に併せ、かんがい施設の整備等を行うことにより、農業生産基盤の整備を進めるため、農地としての利用を進める。(C 3)

- d 福田駒潜及び福田地区の水田約 88ha は、すでに基盤整備を実施し、団地性にも優れているので、今後も農地としての利用を進める。また、福田地区の畑約 27ha は、山林、宅地等が点在しているが、周辺農地と一体的な土地利用が可能なため、農地としての利用を進める。(C 4)
- e 広域農道の南側に位置する田代、長堀地区の農用地約 22ha は開拓地であるため区画整理されており、田畑輪換に対応できる土地条件にあることから、今後も農地としての利用を進める。(C 5)

(エ) 五台地区

- a 後台駒潜水系に属する水田約 47ha は、すでに基盤整備を実施し、集団性に富んでいるため、引き続き農地として利用する。(D 1)
- b 国道 118 号東側の豊喰水系及び後台三才水系に属する水田約 73ha は、すでに基盤整備を実施し、田畑輪換に対応する条件を備えているため、今後とも農地として利用する。また、畑約 26ha は集団性にも優れており、引き続き農地として利用する。(D 2)
- c 本市の南端で、水戸市との境界に位置する西木倉・東木倉・中台地区の水田約 159ha は、基盤整備を実施しているが、生産効率向上のためのほ場の大区画化を目指しながら、引き続き農地としての利用を進める。(D 3)

(オ) 戸多地区

- a 那珂川西岸に位置する上台地区の畑約 22ha は、平坦で集団性にも優れているため、農地として利用を進める。(E 1)
- b 県民の森北西部に位置する酪農団地約 29ha は、すでに牧場として団地化されているため、引き続き採草放牧地として利用を促進する。また、地続きに存在する山林約 183ha については、県植物園・県民の森・鳥獣センター等の観光資源とも隣接し、本市唯一の山林地帯でもあるため、一体的なものとして利用を進める。さらに水田約 29ha は今後も農地としての利用を進める。(E 2)
- c 那珂川東岸の小場江水系及び、下江戸、大内、田崎、戸坪、戸河原に属する水田約 108ha については基盤整備を実施しており、集団性にも優れているため、今後とも農地として利用する。また、畑については町井水系の農用地約 90ha とあわせて畑地総合基盤整備が完了しており、団地性にも優れているなど条件に恵まれているため野菜生産の主産地として、土地の高度利用を図りつつ農地としての利用を進める。(E 3・E 4)
- d 中谷原地区の農用地約 41ha は、ほとんどが水田として利用されており、開拓地でもあり区画も整理され、団地性にも富み大型機械の導入も可能なため、今後も田畑輪換に対応できる農地として利用を進める。(E 5)

(カ) 芳野地区

- a 県道那珂・瓜連線西側に位置する農用地約 12ha は、基盤整備を実施しており、木崎・菅谷地区の農用地と接続し集団性に優れていることから、今後も農地としての利用を進める。(F 1)
- b 常磐自動車道の北側から J R 水郡線沿いに位置する水田約 73ha は、すでに基盤整備を実施しているが、生産効率向上のためのほ場の大区画化を目指しながら、引き続き農地としての利用を進める。また、その周辺に接続する畑約 7ha は、この農用地と一体的な利用が可能なため、併せて農地としての利用を進める。(F 2)
- c 国道 118 号の東側から J R 水郡線の西側の間に位置する農用地約 82ha のうち、北側の水田は基盤整備を実施しており、これに接続する畑も集団性に優れているため今後も農地として利用していく。また、南側に位置する農用地は、約 3 / 5 が畑、約 2 / 5 が田として利用されているが、開拓地であるため、区画が整理されており集団性に優れ、田畑輪換にも対応が可能であるため、今後も農地としての利用を進める。(F 3)
- d 常磐自動車道那珂 I C の北側に位置する農用地約 101ha のうち水田については、すでに基盤整備を実施しており、団地性にも優れ大型機械の導入も可能な地域となっており、その周辺に接続する畑についても集団性に優れているため、併せて農地としての利用を進める。なお、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）による重点促進区域に認定された農地については、工業用地等への転用の可能性が存するものとする。(F 4)
- e 水戸市の境界から広域農道沿いに位置する農用地約 69ha は、ほとんどが基盤整備を完了しており、南北につながり戸多地区の農用地とも接続しているため、団地性に優れていることから、今後も農地としての利用を進める。(F 5)
- f 常磐自動車道の南側に位置する農用地約 44ha は、菅谷及び五台地区の農用地と接続しており、区画も整理され、団地性にも優れているため、今後も農地としての利用を進める。(F 6)

(キ) 木崎地区

- a 久慈川西岸の南酒出・北酒出・門部・鹿島地区に属する農用地約 233ha は、ほとんどが基盤整備を実施しており、団地性に優れ大型機械化が可能でもあることから、今後とも田畑輪換に対応できる条件を備えた農地として利用を進める。また、これら農用地に接する門部下川原・坪地区の畑については、一体的な利用を促進するため、基盤整備と共に農道の整備も完了しており、今後も農地として利用する。さらに未整備だった農地については、新木崎地区として基盤整備を進めている。(G 1)
- b 国道 118 号東側から県道瓜連馬渡線南側に位置する鹿島地区の農用地約 12ha は、芳野地区の農用地と接続しており、集団性にも優れているので農地としての利用を進める。(G 2)

- c 門部白河内・木崎原・鹿島地区の農用地約 96ha は、約 2 / 3 が畑、約 1 / 3 が水田として利用されており、畑については、すでに畑地総合基盤整備が完了しており、団地性に優れ大型機械化が可能であるため、今後野菜生産の主産地として農地の高度利用を促進する。また、水田についても、基盤整備を実施しており、芳野地区の農用地と接続し団地性に優れていることから、今後も農地として利用を進める。(G 3)
- d J R 太田線東側に位置する岡瀬沢水系の農用地約 3ha は、すでに基盤整備を実施しているため、今後も農地として利用を進める。(G 4)
- e J R 太田線西側沿いに位置する南酒出地区の農用地約 8ha は、すでに基盤整備を実施しており、菅谷・芳野地区の農用地と接続し集団性に優れているため、今後も農地としての利用を進める。(G 5)

(ク) 瓜連地区

- a 県道静常陸大宮線の西側に位置する静地区の農用地約 18ha は、常陸大宮市の境界から山間谷間に帯状にある水田で未整備であることから、計画的な基盤整備に努め、農地としての土地利用を進める。(H 1)
- b 久慈川流域に広がる下大賀・瓜連・鹿島地区に属する農用地約 170ha は、ほとんどが基盤整備を実施しており、団地性に優れ大型機械化が可能でもあることから、今後も農地として利用を進める。また、一部未整備だった農地については、瓜連地区として基盤整備を進めている。(H 2・H 4・H 7)
- c 県道日立笠間線北側に広がる農用地約 62ha は、ほとんどが基盤整備を実施しており、団地性に優れ大型機械化が可能であることから、今後も農地として利用を進める。(H 3)
- d 国道 118 号の西側及び東側に広がる中里、古徳地区の農用地約 129ha は、すでに基盤整備を実施しており団地性にも優れ大型機械の導入も可能な地域となっており、その周辺に接続する畑についても集団性に優れているため、併せて農地としての利用を進める。(H 5・H 6)

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分の指定はしないものとする。

2 農用地利用計画

別記農用地利用計画（農用地区域及び用途区分）のとおりとする。

（付図 1 号 土地利用計画図）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地のうち、水田については大部分が基盤整備を実施しており、地形的にも平坦地であることから、条件的には恵まれた状況にあるといえる。しかしながら、本地域の農業情勢は、兼業化の進行や労働力の不足、さらには土地の生産性の低下などの諸問題を抱えていることから、今後の振興方向としては、水田の高度利用やほ場作業の能率の向上、一層の省力化・低コスト化、売れる米づくり化、高収益化を促進することとする。また、土地基盤の整備方向については、用排水施設の整備・ほ場の大区画化等を進めるとともに、維持管理の合理化に努め、一部地域については那珂川沿岸農業水利事業等により農業用水を確保することとする。なお、水田等については生産調整が伴うため、水田農業構造改革事業との連携のもと、ほ場の団地化や田畑輪換等の可能性を備えるための条件整備を促進することとする。

また、畑地については、基盤整備率が51.4%と低い水準にあるため、耕地の集団化を促すための基盤整備事業の実施や、灌水施設・農道等生産基盤の整備を積極的に進めるとともに、機械化体系を確立し大規模、省力化を推進し、土地の生産性の向上を図りつつ、産地化に向けた基盤の強化に努めることとする。

ア 神崎地区

本地区の水田については、ほぼ基盤整備を実施しており、機械化による省力化が実践されている。しかしながら、湿田であることから転作等を行う条件が整わないことがあるため、乾田化が可能となる排水施設の整備を進めるとともに、那珂川沿岸水利事業の促進及び土地の流動化を積極的に推進し土地の集積による団地化を図ることとする。また、畑については、一部基盤整備を実施しており、その他未整備の地区についても地形的なまとまりをもっているため、今後は、土地の流動化により団地化を進め、機械化体系を確立することにより土地の効率的な利用と生産性の向上に努めることとする。

イ 額田地区

本地区の水田については、基盤整備を実施しており、機械化による省力化が実践されている。しかしながら、湿田であることから転作等を行う条件が整わないことがあるため、乾田化が可能となる排水施設の整備を進めるとともに、ほ場の大区画化により土地の集積や効率的な作業体系の確立に努める。また、畑地については農道網の整備に努め大型機械による効率的な土地利用を促進することとする。

ウ 菅谷地区

本地区の水田については、ほぼ基盤整備を実施しているため、今後は排水路の整備を進めるとともに那珂川沿岸水利事業を促進する。また、畑については未整備地区が多いことから農道網の整備を進めることとする。

エ 五台地区

本地区の水田は、一部を除きほぼ基盤整備を実施しており、機械化による省力化が実践されている。今後は排水施設や暗渠等事業を有効に取り入れ水稻と転作を組み合わせた農業経営体の育成を図るとともに、ほ場の大区画化を進め、土地の集積や効率的な作業体系を確立し、大規模経営体の育成・強化に努めることとする。また、畑については、未整備ではあるが、一連のつながりをもった土地条件となっているため、農用地の団地化を図りながら農道網についても整備して

いくこととする。

オ 戸多地区

本地区の水田は、ほぼ基盤整備を実施しているものの、効率的な土地利用を図るためには、一部農道や用排水路を整備する必要があるため積極的な事業を導入することとする。また、畑については大規模な基盤整備を実施したため、効率的な機械化体系を確立しつつ、団地化を進め野菜等産地化に向けた事業を展開していくこととする。

カ 芳野地区

本地区の水田については、一部を除きほぼ基盤整備を実施しており、機械化による省力化が実践されている。今後については排水施設等事業を有効に取り入れ水稲と転作を組み合わせた農業経営体の育成を図るとともに、ほ場の大区画化により土地の集積や効率的な作業体系を確立し、大規模経営体の育成・強化に努めることとする。また、畑については、基盤整備が完了した水田とも連坦しているため、それら水田との連携した土地利用や農道の整備及び那珂川沿岸水利事業の促進に努めるとともに、ほ場の大区画化による農業生産基盤の強化を図る。

キ 木崎地区

本地区の水田は、一部を除き基盤整備を実施しており大規模なまとまりをもった土地条件となっていることから、機械化による省力化が行われている状況にあるが、ほ場の大区画化により土地の集積や効率的な作業体系を確立するとともに排水施設等事業を取り入れ水稲と転作を組み合わせた大規模経営体の育成・強化を図ることとする。また、東部の畑については、基盤整備を実施しているため、効率的な機械化体系を確立しつつ、那珂川沿岸水利事業の促進及び団地化を進め野菜等の産地化に向けた事業を展開することとし、一部未整備の農地については、引き続き総合的な基盤整備を促進することとする。

ク 瓜連地区

本地区の水田については、一部を除きほぼ基盤整備を実施しており、機械化による省力化が実践されているが、ほ場の大区画化により田畑輪換体系を進める農業経営体の育成を図るとともに、農地利用集積や効率的な作業体系による農業生産の省力化を確立し、大規模経営体の育成・強化に努めることとする。また、畑については、効率的な機械化体系を確立しつつ、那珂川沿岸水利事業の促進及び団地化を進め野菜等の産地形成を図ることとし、一部未整備の農地については、引き続き計画的な基盤整備を促進することとする。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受 益 の 範 囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 23.7ha	瓜連	24ha	①	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 27.9ha	瓜連2期	28ha	②	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 29.5ha	新木崎	30ha	③	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 166.8ha	新木崎2期	167ha	④	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 20ha	額田北郷	20ha	⑤	
県・(競)農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理 11ha	寄居	11ha	⑥	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 28.2ha	柳河中部1期	29ha (8ha)	⑦	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 47.1ha	柳河中部2期	48ha (1ha)	⑧	
県・(競)農業競争力強化農地整備事業	区画整理 0.25ha	青柳	63ha (0ha)	⑨	
県・(競)水利施設等保全高度化事業	用水路工 3300m	那珂川沿岸	4,660ha (181ha)	⑩	
団・(競)水利施設等保全高度化事業	用水路工 6300m	那珂川沿岸	1,352ha (169ha)	⑪	

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域における、森林の大部分は北西部に位置しており、周辺には県民の森・植物園等の観光資源及び酪農団地等と接続しており、本市唯一の山林地帯でもあることから、これら地域内の貴重な森林資源の保護を図るため、松くい虫の防除を実施する等被害を減少させ、緑地の保全に努める。

また、従来から干害防備機能・保健機能・土砂崩壊防備保安林として位置付けされており、今後も引き続き確保していく。

4 他事業との関連

那珂川沿岸農業水利事業の促進により、農業生産基盤の整備を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

那珂市の農業・農村をとりまく情勢についてみると、農業従事者の高齢化や担い手の減少、さらに兼業農家の増加や農畜産物の輸入増大など非常に多くの課題を抱えている。農地については、年々遊休農地が増加しており、一部宅地化も進んでいることから、今後の農地の減少・荒廃が懸念されている。

本市の農業を維持していく上で、農業後継者及び担い手の育成・確保は重要かつ緊急の課題となっているため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）における協議の場を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組みに努めるほか、農作業受託推進事業や認定農業者支援事業等の施策を展開していく。

今後は、大規模農家と兼業農家との役割分担により、農地や労働力の有効活用を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に向けて、農地中間管理事業を活用し、地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体や、農業経営に意欲と能力のある担い手農業者や法人に農地を集積させることが必要となる。さらに、道路、排水路等を計画的に整備することにより、集落と農地、そして自然が調和した農村環境を整備する必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受 益 の 範 囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(交)水利施設等整備事業	農業用水路の整備	岩崎堰	755ha (236ha)	1	
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策	揚水機場の整備	瓜連木崎	96ha	2	
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策	揚水機場の整備	阿川	37ha (12ha)	3	

農用地等保全整備計画図（付図3号）

3 農用地等の保全のための活動

本市農業の課題となっている高齢化や後継者不足等に対処するため、認定農業者制度の啓発活動を強化するとともに、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の実現を目指し、関係機関の支援活動による担い手の育成・確保を図る。（関係機関と連携し、就農相談や青年等就農資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努める。）

遊休農地解消対策として農地の集団化・連坦化を基本とした農地の流動化を促進し、地域計画に位置づけられた農業を担う者への農地の利用集積を促進することにより、農用地の保全及び農地の有効利用を図る。

また、遊休農地の発生を防止し多面的機能を確保する活動の観点から、農業生産基盤の整備及び集約化に努め、農村の快適な生活環境の確保を図る。調整池としての保水機能の強化を図るため、ため池の整備を推進し、さらに、農地等への湛水被害を最小限に防止するため、排水路・河川樋管・排水機場等の整備を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造については、農業従事者の高齢化が進み、将来に向かって農業の担い手不足が深刻化しており、農家においても農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、多額の投資が必要な機械更新時や農業を担う親世代の老齢化による世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、『那珂市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月変更）』を作成し、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する計画を立てている。

具体的な経営の指標は、地域における他産業従事者並の所得水準である、1農業経営体当たり530万円程度の年間農業所得、年間労働時間として主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとする。これらの目標値を達成するため、各営農類型別に経営指標を示し、これらの目標を本市の中核的農家の経営目標とする。

農業経営の基本的指標

	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸 数 (経営体数)	流 動 化 目標面積
個 別 経 営 体	普通作 (水稻+麦類+ 大豆+作業委託)	(経営面積) 1,200a うち借地 700a	水稻=720a 麦類=480a 大豆=480a 〔作業委託〕 水稻=1,200a 麦類=500a	—	—
	施設野菜 (カボチャ+トマト)	(経営面積) 普通畑 250a うち借地 150a	カボチャ(ハウス)=40a カボチャ(トンネル)=10a 抑制トマト=430a ニンジン=100a トウモロコシ=60a キャベツ=60a	—	—
	施設野菜 (キュウリ)	(経営面積) 普通畑 60a うちビニール ハウス 50a	促成キュウリ=50a 抑制キュウリ=50a	—	—
	露地野菜 (馬鈴薯+ネギ)	(経営面積) 普通畑 300a うち借地 200a 水田は貸付	加工馬鈴薯=100a 春ネギ=50a 冬ネギ=50a 加工ニンジン=100a ゴボウ=100a	—	—
	露地野菜 (甘藷)	(経営面積) 普通畑 150a うち借地 50a	加工甘藷=150a	—	—
	施設花き (シクラメン+ プリムラメラコイデス +花壇苗)	(経営面積) 普通畑 50a うちガラス温室 50a	シクラメン=20a プリムラメラコイデス=20a 花壇苗=10a (日々草・マリーゴールド・ ペチュニア)	—	—
	果樹 (ブドウ)	(経営面積) 畑 140a	ブドウ=140a 露地=140a	—	—
	酪農 (草地型)	(経営面積) 600a うち借地 400a	総飼養頭数=65頭 うち経産牛=40頭 うち搾乳牛=35頭 飼料作物作付面積=1,200a	—	—
組 織 経 営 体	普通作 (水稻+麦類+ 大豆+作業委託)	(経営面積) 2,000a うち借地 1,000a	水稻=1,200a 麦類=800a 大豆=800a 〔作業委託〕 一貫作業 水稻=3,000a 麦類=1,500a	—	—

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 神崎・額田・菅谷・五台地区

本地区は、水戸市・日立市・ひたちなか市などの産業都市と隣接するため、都市化が進展してきており、労働力の流出により農業従事者の不足や農用地の資産的保有傾向が強く、他の地域と比べ未利用地や効率の悪い土地利用状況にあるため、今後は農用地の集積に努め効率的な土地利用を誘導することとする。

イ 戸多・芳野・木崎・瓜連地区

本地区は、水田においては基盤整備によりほ場区画の大型化が進められ、効率的な生産基盤条件の整備が進んでいる地区でもあるため、農用地の流動化を進め、各地区の営農組織の育成・強化に努めるとともに農作業の受委託事業や共同化を進め、担い手農業者が良好な条件の下、効率的な生産ができる環境づくりに努めることとする。また、畑についても大部分が大規模な畑地基盤整備が完了している地区であることから、効率的な機械化体系を確立しつつ、団地化により新たな産地化を進めることとする。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（１）農用地の流動化

本市における農用地の流動化については、令和５年度に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の耕地面積の３０％と定めている。近年においては、遊休農地の増加による荒廃が懸念されていることから、今後も継続的に中核的農家等への集積を中心とした農用地の流動化を推進し、農業委員会、普及センター等との連携強化により、有効的な土地利用を図っていくこととする。

（２）農業生産組織の育成

平成２９年にアグリビジネスネットワーク「フェルミエ那珂」が結成され、商品ＰＲのフェア開催、各種研修会による生産技術の向上等の取組の促進や、地元産農産物の魅力発信を行っている。

現在農協内に、「那珂地区かぼちゃ生産部会」等が設置されており、共同出荷や栽培講習会、さらには販売対策等の各種活動を積極的に行っていることから、今後も関係機関が一体となり栽培技術の指導や機械・施設等への補助などの支援措置を講じながら組織の拡充を図るとともに、系統出荷を基本として作目によっては、実需者との栽培契約などにより有利販売できる生産組織の育成・強化を図っていくこととする。

（３）担い手の育成

本地域の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する融資制度（青年等就農資金等）や生産技術指導等を関係機関との連携のもと行い、地域農業の優れた担い手としての役割が発揮できるよう育成を図る。

(4) 労働力の確保

兼業化・農業従事者の高齢化が進み、将来に向かって農業の担い手不足が深刻化しており、令和5年度に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においては、意欲を持って取り組んでいる専業農家（認定農業者・中核的農家等）に耕地面積の30%を集積することとしている。一方、本市の農地を維持していくためには、地域計画に位置づけられた農業を担う者や、新たな担い手の確保はもとより、女性や退職者を含めた農業従事者の確保を図っていくこととする。

なお20代前半から40代のメンバーで、農事組合法人「那珂アグリス」を設立して、情報交換等を行いながら、遊休農地を活用した栽培により収益を上げることに成功している事例もある。

(5) ブランド化の促進

那珂台地は、水はけが良く、保肥性の高い黒ボク土が分布し、また那珂川と久慈川の豊富な水により干ばつに強く、平坦であることから日照時間も長いため、多種多様な野菜が育つ地域である。また、生産者の結束力も高く、生産技術等の情報交換なども活発に行われていることから高品質、安全安心な野菜が栽培され「いい那珂そだち」としてのブランド化を促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の豊かな自然環境を形成している県民の森を中心とした山林等について、未来へ引き継ぐ貴重な財産として保全に努めていくこととする。

農業振興との関連において、森林は農用地の水源かん養機能、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全など公益的機能が高いことから、山林における過疎化の進行や高齢化のための担い手の育成確保が必要であり、林業経営にあたっては各制度資金の合理的な活用を図っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域においては、構造改革事業及び野菜生産流通システム再編成事業等により、カントリーエレベーター・農畜産物集出荷施設等の大規模施設や農産物の生産省力化のための機械の導入等を行い、本地域農業の生産出荷体制の強化に努めてきた。

しかしながら、本地域の農業をさらに発展させるためには、引き続き生産基盤の整備に努める必要があり、今後においては水稻・野菜等に対応できる育苗施設の再整備事業、農産物を安定出荷するための低温倉庫・予冷库施設の整備を図ることや、地産地消の観点から直売所施設の整備、さらには、農畜産物の付加価値の向上を目指した加工施設の整備に努めるとともに、産地化づくり等土地利用型農業の定着化を図るため、大型機械や各種省力化機械の導入を行い総合的な整備を進めることとする。

なお、本地域の現状を勘案して振興すべき重点作物として、水田では、水稻及び転作作物として大豆・麦を重点作物と位置付ける。また畑地においては、重点作物をかぼちゃ・キャベツ・なす・ニラ・とうもろこし・ブロッコリーの6品目と選定し、今後の生産技術体系や生産組織及び近代化施設等の整備方針について、下記のとおり示すこととする。

① 水 稲

米をめぐる情勢は、「米政策改革」の施行により「売れる米づくり」にそった生産性の高い農業の維持・発展していくのが極めて重要であり、担い手の確保により生産性の高い大規模稲作農業経営や地域の実情に合った農業を推進するとともに、実需者・消費者ニーズに対応できる米の生産はもとより、栽培履歴記帳・流通の合理化を進め、有利販売できる体制づくりを推進することにより、産地間競争に勝ち残れる米づくりに取り組んでいく必要がある。本市においては、カントリーエレベーターが設置されているため、それら施設を核とした生産流通システムの構築を図るとともに、品質の均一化をねらいとした育苗施設の再整備事業や生産性の高い大規模稲作経営体の強化・育成はもとより、効率的な作業体系と合理的な輪作体系の確立、革新的な技術の導入により産地として残る農業の確立を図ることとする。

② 麦

畑作における輪作体系の基幹作物として重要な作物であり、適地適作の観点から六条大麦の契約栽培を図り、水田の生産調整における主要な作物として、実需者ニーズに即した高品質の麦生産拡大を図る。さらに、カントリーエレベーターの利用により機械の過剰投資を抑制し、生産コストの低減を図ることとする。

③ 大 豆

水田の生産調整における重要な転作作物として団地化を進め、水田地域輪作農業の定着化を推進するとともに、畑作においても輪作体系の基幹作物として実需者ニーズに即した栽培をし、生産振興を図ることとする。

④ かぼちゃ

本市のかぼちゃは、良高品質で市場性が高いため、銘柄産地化を目指す品目として、ハウス・トンネル・露地栽培により、合理的輪作体系の確立により面積拡大を図ることとする。

「那珂地区かぼちゃ生産部会」では、地域の特産品として栽培を始め、令和2年に「那珂かぼちゃ」は「地域団体商標」に登録されている。

⑤ キャベツ

輪作体系のなかでかぼちの裏作として産地化を目指す作物として位置付け、機械化・省力化技術の導入や土づくりにより、栽培面積拡大・一元出荷を基本に消費者ニーズに対応できる生産組織の育成強化を進め、共選・共販体制の確立に努めることとする。

⑥ なす

広域的な取り組みにより銘柄産地化を目指しており、本地域においても重点作物として位置付けられ、消費者ニーズに対応するため、品種の選択や栽培技術の向上や土づくり等を進め、広域的な生産出荷組織の育成強化に努めることとする。

⑦ ニラ

ハウス栽培面積の拡大や土づくり等栽培技術の向上に努め、消費者ニーズに対応できる生産組織の育成強化に努めることとする。

⑧ トウモロコシ

優良品種の導入と栽培技術の確立及び肥培管理を徹底するとともに、本市の立地条件を活用した生産出荷体制を強化し、産地の維持発展を図ることとする。

⑨ ブロッコリー

輪作体系のなかでかぼち・トウモロコシの裏作として、新品種の導入による作期拡大や本市の立地条件を活用した産地育成を推進することにより、生産額の拡大を図ることとする。

また本市では、「那珂野菜のブランド化」を目指して、以下の野菜の栽培を促進している。

・ごぼう、トマト、ねぎ、ほうれんそう、にんじん、西洋野菜

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全など公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、地域の林業生産活動を活発にし、山林を活性化させるために定住条件の整備を総合的に進めるほか、林道網の整備や作業の機械化による生産性の向上とコストの低減を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市農業の課題となっている高齢化や後継者不足に対応するため、意欲と能力がある農業経営者及び集落営農組織を育成・確保し、さらに地域農業の実態に応じた多様な担い手を育成することが必要である。

このため、農業生産技術及び経営管理能力の向上を支援し、効率的かつ安定的な農業経営を支える環境づくりを進め、農業を担うべき者の育成・確保を図る。また、青年就農者の確保はもとより退職者・女性も対象とした農作業体験施設・総合交流施設等の整備について、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と協議する。

また、高い技術を有した人材の確保・育成に取り組むために、認定農業者制度、認定新規就農制度及びこれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や、相談対応等の取り組みを行う。さらに、担い手の育成・確保などを拡充するために、地域の中心的な農業従事者を地域計画に位置づけていく必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲的な農業者を育成し、地域農業の発展・充実するためには、規模拡大等の経営改善をめざす担い手に対して、認定農業者の認定推進活動等と認定農業者組織活動の充実を図る必要がある。農業経営改善支援センターが中心となり、農業改良普及センター等農業関係機関と連携して、経営改善相談会及び研修等の実施を図っていく。また、認定農業者等が機械・設備を整備する際の補助金等を実施するなど、農業を担うべき者のための支援活動を展開していくことが重要である。

本市では「那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAI」を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要なサポートを実施している。また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者の育成体制を強化する。

さらに、青年等の就農希望者には、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や、県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着や、経営発展に導くための就農支援活動を行っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域においては、農業の兼業化や都市化が進行しており、農業以外の他産業へ就業の場を求める傾向が強く、就業機会を確保、拡大することが重要な課題となっている。しかしながら、現状では就業する場を周辺市町村に依存していることから、就業の安定化を図るとともに担い手への農用地の集積を進め、農業就業構造の強化を図るものとする。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本地域内に雇用の場を確保するため、現在企業が操業している那珂西部工業団地及び国道349号バイパス沿い等の大規模店舗と併せて、雇用の場を拡大し、兼業農家の就業の安定化を図るとともに、これにより生じた余剰的農地等については、意欲的な専業農家に集積することに努め、効率的な農業就業機会の確立を図る。

また、優良農地が転用される場合においては、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるなど、農業者の雇用の確保につながるように促す。なお、本市において作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、市、市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を図る。

3 農業従事者就業促進施設

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、就業促進施設の整備について、関係機関・団体と検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年の社会情勢は、情報化、国際化、高齢化が進展し、個人の価値観や生活様式は多様化、高度化し、行政が果たす役割は、ますます拡大してきており、生活環境の整備は重要かつ不可欠なものとなっている。このようなことから、地域に応じた社会環境及び自然環境を考慮しつつ、住民参加のまちづくりを推進し、生活基盤となる施設の整備を進め、快適で住みよい生活環境の形成を図る。

(1) 安全性

本地域では、地域住民の生命、身体、財産を守るため、地域防災計画を策定し万全を期している。自主防災組織の育成など住民自らが守る地域防災体制を確立するとともに、関係機関と連携し防災体制の充実に努める。また、原子力災害から住民を守るため、防災資機材の整備や原子力施設への監視の強化を図る。さらに、交通安全意識の啓発に努め、事故現場や危険個所に対してガードレールやカーブミラー等交通安全施設の整備、充実により、一層の道路交通安全性の向上を図るとともに、交通事故防止策を講じる。

防犯については、住みよい社会を脅かす犯罪から住民を守るため、防犯施設の整備を進めるとともに、住民の防犯意識の向上、地域防犯施設の推進を図る。また、教育機関と連携し、青少年の非行・犯罪を防止するための運動を進める。

(2) 保健性

環境保全に関する住民意識の高揚を図るため、関係機関と連携を図りながら、広報等による啓発や実践活動を推進する。また、次世代を担う子どもたちの環境への理解を深めるため、学校等における環境教育の充実に努める。

ごみ問題については、限りある資源の有効利用と環境負荷の軽減を目指し、住民・企業・行政が一体となってごみの減量化とリサイクルを促進するとともに、廃棄物処理体制の充実に努める。

次に、排水処理については、公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上及び良好な生活環境を確保するため、公共下水道や農業集落排水事業の計画的な整備を図るとともに、合併処理浄化槽の普及促進により水洗化に努め、農業用水への雑排水の流入を防止する。

上水道については、配水施設の維持整備により、安全で安定した給水に努める。また、水の合理的利用を図るため、水資源の有効性及び節水の重要性に対する住民の意識啓発に努める。

また、住民が必要に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療関係団体との連携のもとに医療体制を整備し、地域医療機関との役割分担、相互連携を図る。

(3) 利便性

本地域では、常磐自動車道を中心に国道6号、118号及び349号が骨格を形成しており、さらに周辺市町村と連絡する主要地方道瓜連馬渡線をはじめ、14路線の主要地方道・一般県道が配置されており、本地域の都市計画道路として17路線が都市計画決定され、年次的に事業実施中である。今後は、住民の利便性向上、生産、流通活動の円滑化及び広域との連絡性向上を図るため、道路網の体系的整備を推進する。

また、安全で快適な道路環境を形成するため、身近な生活道路における舗装改良、歩道設置などの整備を進める。

(4) 快適性

公園等の整備については、地域の特性や住民の利用目的に応じた公園の計画的整備を図る。

また、身近な公園づくりに際しては、地区の公園への愛着を育むために、計画・整備及び運営・管理について住民参画による体制づくりを推進する。

さらに、誰もが安心して生活できる住み良い環境の形成を目指し、公共公益施設、公園等については、ユニバーサルデザイン化を推進し、ひとにやさしい環境を整備していくとともに、本地域の未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は水源かん養機能・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の機能を有しており、その公益的機能が高いことから、那珂市森林整備計画に基づいた森林の整備を促進し、緑地の保全を図っていく。

さらに都市近郊の身近な森林空間や社寺森林等の保全と緑化推進を図ることにより、緑に対する親しみと憩いの場としての地域の交流が図れるよう、レクリエーション活動及びふれあいの場等の環境施設の整備を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 【該当なし：省略】
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 【該当なし：省略】
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 【該当なし：省略】